

第

4591  
号

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 10月 17日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 特定役員退職手当等の勤続期間

**Q**：平成25年から、特定役員の退職手当等に係る退職所得の計算方法が変わるそうですが、勤続期間はどのように計算するのですか？

**A**：次のように計算します。

### 【解説】

平成25年から、役員等勤続年数が5年以下である人の退職所得の計算方法が変わります。勤続年数は、次のように計算します。

#### ①原則

退職の日まで引き続き勤務した期間により計算します（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げます）。

#### ②他の者の下に勤務した期間がない場合で、前の同一の支払者から退職手当等の支払を受けていない場合

前の勤続期間と今回の勤続期間の間における役員等であった勤続年数を計算します。

#### ③他の者の下に勤務した期間も含めて支給する場合で前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けていない場合

前の勤続期間と今回の勤続期間、他の者の下に勤務していた勤続期間の間における役員等であった勤続年数を計算します。

なお、取締役から監査役になったような場合には、それぞれの役職での勤続年数を計算せず、役職であった期間（取締役であった期間と監査役であった期間を合計した期間）で勤続期間を計算します。

